

はじめに

保健師の記録は活動やその意図、目的の達成状況、今後の計画等を伝えるもので、活動を見える化する重要な手段であるが、保健師記録は基礎教育ではあまり取り上げられておらず、現任教育でも十分ではないことが指摘されている。

本県においても、保健師記録は、「相手の訴えを聞き、見てアセスメントしたことに対し考えて、どういう支援をしてどんな反応であったのか。その一連の流れを落とし込んでいくもの。」であるが、新任期のみならず、中堅期・熟練期においても「どこまで簡潔に、詳しく書けばよいのかわからない。」、「指導をする上で不安がある。」などの意見があった。

また、保健師記録の現状についての意見交換から、提出時期、経過が長い事例のサマリー（概要）の記載方法、記録の管理についてもある程度の統一した見解が必要であると考えた。

そこで、わかりやすく、役に立つ保健師記録について整理し、保健師活動の見える化のための記録のあり方について、技術継承のテーマとした。

広島県の保健師記録の課題

- 1 記録の書き方について、〈訪問目的〉、〈支援内容〉、〈今後の計画〉、〈支援に対する評価〉が明記していない場合があり、他者が読むと状況を把握しづらいことがある。
- 2 記録の書き方については、新任期のみ課題ではなく、全期に渡っての課題である。
- 3 記録を提出する時期が遅いことがある。その結果、情報量が減る、正確でなくなることが懸念され、動きのある事例の情報が担当者以外のスタッフに把握できず、適切な支援（対応）ができない可能性がある。
- 4 経過が長い事例では、情報量が多すぎて状況を把握するのに時間がかかることがある。半年あるいは1年ごとのサマリー（要約）が必要である。
- 5 記録について、（1）行政文書であること（2）個人情報を取り扱っていること の2点を再認識し、保管やルールについて徹底する必要がある。

I 保健師記録の位置づけ

1 行政文書としての保健師記録

文書は、広島県文書等管理規則（平成13年広島県規則第31号）により「文書等 職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真及び電磁的記録を言う。（第2条）」と示されており、「職員は、文書等を正確、迅速かつ丁寧に扱い、もって事務能率の向上に努めると共に、文書等を適正に管理しなければならない。（第3条）」とされている。

なお、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号）により、「『行政文書』とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真及び電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。（第2条2）」とされ、同条例第10条で「行政文書の開示義務」が定められている。

したがって、保健師記録は、行政文書であり、県民から開示請求があった場合には、開示請求者に対して開示しなければならない。

2 関係法令と保健師記録

表 1 保健師記録と関係法令（規則，要領）

| 業務 | 法律（規則・要領）名 | 内容 |
|--------|--|--|
| 結核対策 | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（第 53 条の 12） | 保健所長は結核登録票を備えこれに、その管轄区域内に居住する結核患者及び厚生労働省令で定める結核回復者に関する事項を記録しなければならない。 |
| | | 結核登録票に記録すべき事項、その移管及び保存期間その他結核登録票に関し必要な事項は厚生労働省令で定める。 |
| | 施行規則（第 27 条の 8） | 法第 53 条の 12 第 3 項に規定する結核登録票に記載すべき事項は次のとおりとする。 一 登録年月日及び登録番号 六 前各号に掲げるもののほか生活環境その他患者又は回復者の指導上必要と認める事項 |
| 精神保健福祉 | 保健所及び市町村における精神保健福祉業務について 保健所及び市町村における精神保健福祉業務運営要領（第三 9） | ケース記録の整理及び秘密の保持等 （1）ケース対応にあたっては、対象者ごとの記録を整理保管し継続的な支援のために活用する。（中略） （2）ケースの対応については、患者及び家族の秘密に関する事項の取扱いに十分注意する。 |

行政機関で働く保健師の記録は、従事する事業ごとに省令や通知でその根拠が明示されている。健診、相談事業及びグループ活動の記録類は、その事業の有効性や効果を評価する資料ともなり、地域の健康課題どう対処しているかの根拠を示すものとして重要である。

表 2 家庭訪問の法的根拠

| 業務 | 法律（要綱・要領）名 | 内容 |
|---------|--|--|
| 結核対策 | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（第 53 条の 14） | 保健所長は、結核登録票に登録されている者について、結核の予防又は医療上必要があると認められるときは、保健師又はその他の職員をして、その者の家庭を訪問させ、処方された薬剤を確実に服用することその他必要な指導を行わせるものとする。 |
| 難病対策 | 難病特別対策推進事業実施要綱（第 4 難病患者地域支援対策推進事業） | 患者等の療養上の不安解消を図るとともに、きめ細かな支援が必要な要支援難病患者（難病を主な要因とする身体の機能障害や長期安静の必要から日常生活に著しい支障がある在宅の難病患者で、保健、医療及び福祉の分野に渡る総合的なサービスの提供を要する患者）に対する適切な在宅療養支援が行えるよう、保健所を中心として、地域の医療機関、市町村福祉部局等の関係機関との連携の下に難病患者地域支援対策推進事業を行うものとする。 |
| 新生児保健指導 | 母子保健法（第 11 条） | 市町村長は、当該乳児が新生児であって、育児上必要があると認められる時は、医師、保健師、助産師またはその他の職員をして当該新生児の保護者を訪問させ、必要な指導を行わせるものとする。 |

| 業務 | 法律（要綱・要領）名 | 内容 |
|---------|------------------------------|--|
| 妊産婦保健指導 | 母子保健法（第17条） | 母子保健法第13条（妊産婦、乳幼児の健康診査）の規定による健康診査を行った市町村の長は、その結果に基づき、当該妊産婦の健康状態に応じ、保健指導を要する者については、医師、助産師、保健師又はその他の職員をしてその妊産婦を訪問させて必要な指導を行わせ、妊娠または出産に支障を及ぼすおそれがある疾病にかかっている疑いのある者については、医師または歯科医師の診療を受けることを勧奨するものとする。 |
| 未熟児保健指導 | 母子保健法（第19条） | 都道府県、保健所を設置する市または特別区の長は、その区域内に現在地を有する未熟児について、養育上必要があると認めるときは、医師、保健師、助産師またはその他の職員をして、その未熟児の保護者を訪問させ、必要な指導を行わせるものとする。 |
| 長期療養児支援 | ○児童福祉法（第19条の22） | 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業 |
| | ○先天性代謝異常等検査実施要領（昭和25年広島県） | 放置すると知的障害などの症状きたす先天性疾患の早期発見を行い、障害を予防することを目的に新生児について血液によるマススクリーニング検査を行う。 |
| | ○長期療養児療育相談指導事業実施要綱（平成16年広島県） | 疾病により長期にわたり療養を必要とする児童（「長期療養児」）について、その状況に応じた適切な指導を行い、日常生活における健康の保持増進及び福祉の向上を図る。 |
| 精神保健福祉 | 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（第47条） | 都道府県、保健所を設置する市または特別区は、必要に応じて精神保健福祉相談員その他の職員または都道府県知事もしくは保健所を設置する市もしくは特別区の長が指定した医師をして、精神障害者およびその家族等からの相談に応じさせ、これらの者を指導させなければならない。 |

家庭訪問記録は、保健師の記録の中で最も多く、また、サービスの質の保障及び一貫した、継続した支援をする上で重要な基礎資料となることから、法的な根拠、家庭訪問目的を確認する意味で表2に「家庭訪問の法的根拠」を示した。

3 保健師記録の業務上の位置づけ

保健師活動の一連の過程の記録は、保健師の思考と行為を示すものである。吟味された記録は、他のサービス提供者との情報の共有やサービス・事業の継続性、一貫性に寄与するだけでなく、サービス・事業の評価や保健師活動の評価及び質的向上の貴重な資料となる。必要な情報を効率よく、利用しやすいかたちで記録することが重要である。